

令和2年度事務事業評価一覧表 ※長与町第9次総合計画掲載の施策順

※本年度、新たに評価対象となった事業は「前年度評価の方向性」は記載されません。

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
1	多様な協働の環境づくり	協働のまちづくり事業	地域安全課	継続実施	ふるさとづくり推進事業補助金については、各部署への周知を行い、関係部署との連携強化を図った。	継続実施	ふるさとづくり推進事業補助金の活用については、引き続き積極的に活動団体の受け入れを行っていく。 長与町協働のまちづくり基本方針について、町民への周知が不十分であり、周知を進めていく。 ・ふるさとづくり推進事業助成金については、関係所管との連携を深め、また、広報やホームページでも募集を行っていく。 長与町協働のまちづくり基本方針について、ホームページ等での周知を進めていく。	継続実施
2	多様な協働の環境づくり	大学連携事業	政策企画課	継続実施	情報システム学部との連携が新しく図られ、小学生プログラミング教育のスムーズな実施や、今後に向けた協議ができた。 新しい連携の可能性を探るため、研究シーズ集の中から可能性のありそうな教授及び研究内容をピックアップし、担当課を含めて大学側と協議を実施した。大学の取組みを知ることができたことに加え、今後のつながりができた。	改善	県立大学の研究シーズや情報セキュリティ学科の動向を的確に捉え、相互の資源を活かした連携に向け、協議を行っていく。 ・県立大学の研究シーズを担当課が知るができるよう、研究シーズを振り分け、各課が関係のある大学の研究を調べることができるようにする。 より効果的な連携及び学生の地元定着促進のために、大学と協議を行っていく。	継続実施
3	地区コミュニティ活動の推進	コミュニティ活動推進事業	地域安全課	継続実施	各コミュニティにおいて、活動費不足による備品の補充に支障が出ているので、令和元年度に高田地区コミュニティ活動推進会議への印刷機購入のために、自治総合センター(宝くじ助成)コミュニティ助成事業を申請し、活動の支援を行った。	継続実施	コミュニティ活動を推進していくために、長与町協働のまちづくり基本計画の周知等により、より推進していくための仕組みづくりを検討していく。 また、若い世代の取り込みが必要であり、学校単位での学校運営協議会、及び地域学校協働活動本部の活動を通じて、学校を核とした地域活動を進めていく。 一部のコミュニティでは活動費が不足し備品の補充に支障が出ているので、自治総合センター(宝くじ助成)コミュニティ助成事業を活用して活動の支援を行っていく。 ・令和2年度に、令和元年度に申請したコミュニティ助成事業の交付を受け、コミュニティ環境の整備を進める。 学校単位での学校運営協議会、及び地域学校協働活動本部の活動を通じて、学校を核とした地域活動を進めていく。	継続実施
4	地区コミュニティ活動の推進	コミュニティ施設管理運営事業	地域安全課	継続実施	ふれあいセンターの修繕については、正面玄関自動ドア装置の修繕や屋上雨漏り修繕等を行った。 南交流センターの修繕については、自動扉の修繕やエアコン室内基盤取替修繕等を行った。	継続実施	各施設の維持管理については引き続き定期保守点検を行い、不具合の未然防止に努めていく。 ・ふれあいセンターについては雨水の排水に関して対応していく。 南交流センターについては、机等の備品の修理を行っていく。	継続実施
5	自治会活動の推進	自治会活動推進事業	地域安全課	改善	転入時に名前・住所等の提供承諾を得て自治会の加入に繋げる取組みについては、令和元年度59件の実績があった。 地域SNS実施に向け準備を進めた。	継続実施	住民同士の新たなつながりを作る手段や若年者に自治会への関心を寄せてもらうため、ホームページに自治会へのバナーの作成や地域に特化したSNSを用いたサービスの導入を検討する。 ・地域SNSのサービス導入を実施する。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
6	経営感覚のある行政運営	総合計画進行管理事業	政策企画課	継続実施	評価シートの記入方法をわかりやすくし、施策を構成する「主な取り組み」毎に実績を記載することで、施策実現に向けた取り組み内容や課題等をより詳細に把握することができた。その結果として、ヒアリングにおける焦点等が明確になり、施策の進捗状況等の把握及び課題分析の精度を向上させることができた。	改善	施策評価と事務事業評価を一括実施することで、施策評価に対する全庁的な認識の統一と事業の効果的・効率的な実施につなげていく。 ・数値上の実績と施策の進捗状況は必ずしも一致するものではないが、数値上の実績が伴っていない原因を追究し、課題として捉え克服していく。 また、数値上の実績と施策の進捗状況に大きな差異が見られる場合には、その理由を明確にして、適正な評価を行う。	継続実施
7	経営感覚のある行政運営	事務事業評価事業	政策企画課	継続実施	事務事業評価の目的は、成果重視の行政経営、効率的、効果的な行政運営の実現である。その目的を達成するために、事務事業評価マニュアルの改訂・評価の可視化等を行い、事業の有効性・妥当性や、今後の成果・財政負担の増減を具体的に明示した。	継続実施	継続的な事務事業評価の実施により、職員一人一人が効果的・効率的な事業の実施に関する意識を持って業務に従事できている。 今後もヒアリング等を通じて、事業を客観的に見直し、効率的な事業展開を検討していく。 ・評価シートの改訂を行い、シートの作成に対する職員の負担軽減や効率化を図る。また、ヒアリング等を通じて、効率的な事業展開について検討する。	継続実施
8	経営感覚のある行政運営	広域行政事業	政策企画課	継続実施	長崎広域連携中枢都市圏ビジョンに基づいた取り組みを実施し、病児・病後児保育の相互利用の協議等の新たな取り組みについても、連携事業の開始に向けた具体的な検討を行った。 また、長崎県サイクルツーリズム事業については、ルートの整備イメージやロゴマーク・愛称を検討し、事業へ賛同いただける事業者への説明等を行った。	拡充	ビジョンに掲載されている既存の取り組みについて適正な進捗管理を実施するとともに、令和3年度に向けた次期ビジョン策定について連携市町と協議を行う。 長崎県サイクルツーリズム事業においては、早期の供用開始に向けた取り組みを進めていく。 ・次期ビジョン策定について連携市町と協議を行う。 長崎県サイクルツーリズム事業においては、令和元年度に設定したルートの整備イメージについて、実際にはどのように道路標示等を行うのか等の手法といった具体的な検討を進める。	継続実施
9	行政情報の発信と広聴機会の充実	町情報発信事業	秘書広報課	継続実施	・長与町のイメージキャラクター『ミックン』を通じて、長与町に対する「興味・関心・親しみ」を持っていただくために、『ミックン』を積極的にPRした。 長与町のイメージキャラクターミックンのオリジナルグッズは、秘書広報課窓口・直売所「まんてん」での販売だけでなく、町主催のイベントや健康ポイント事業などで活用した。また、広報誌でグッズの記事を掲載し、PRを行った。 町制施行50周年をPRするために、記念誌(本誌、ダイジェスト版)、記念動画を制作し、記念式典などで配布・公開した。また、各種イベントなどで記念タオルを配布した。 ナガヨミックンの各SNS (facebook、LINE、Twitter) 登録者数の増加を図るため、各アカウントを使用して、積極的な情報発信に取り組んだ。【令和元年度末の登録者数 facebook: 685人、LINE: 2, 189人、Twitter: 633人】	拡充	長与町のイメージキャラクター『ミックン』を通じて、長与町に対する「興味・関心・親しみ」を持っていただくために、『ミックン』を積極的にPRし、今後も継続してキャラクターグッズの作成、販売を行っていく。キャラクターグッズの認知度は、依然高いとはいえず、より多くの人にキャラクターグッズを手にとってもらえるよう、グッズの販売方法などの分析・販促を行っていく。また、各種イベントや地域コミュニティ、各種団体のイベントでイメージキャラクター『ミックン』の着ぐるみを使用してもらっているが、使用回数が伸び悩んでいるため、町のPRにつながるように着ぐるみの貸出について周知を行う。SNSについては、登録者が伸び悩んでいるため、広報誌などで周知を行うとともに新しいSNSの導入も検討していく。 ・過去の売り上げ等を分析したうえで、新しいグッズの製作・販売を行う。 また、ホームページだけでなく、広報誌やSNSなどでもグッズの周知を行う。 着ぐるみの貸し出しについてホームページなどで周知を行う。 新しいSNSの導入を検討する。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
10	行政情報の発信と 広聴機会の充実	広報誌発行事業	秘書広報課	継続実施	誰にでも見やすく読みやすいユニバーサルデザインフォントを利用し、文章を簡素化してタイトルだけで内容が伝わるように配慮した。また、人物などの写真を出来るだけ大きく掲載し、町民が思わず手に取り、読みたくなるようなデザインに仕上げた。 掲載量が多いコンテンツである「くらしの情報」を2段組みから3段組みに変更した。また、内容量が多い記事や対象者が限定される記事は、関連ホームページのQRコードを掲載し、詳細を省くことで、誌面のスリム化が図られた。 住民が知りたい情報を見つけやすいよう、どのコンテンツへ掲載すべきかを慎重に精査し、コンテンツと内容の整合性を保った。	継続実施	行政情報と併せて、町民の関心が高いと思われるテーマや町の魅力をPRする内容の記事を掲載し、限られたページのなかでも効果的に情報発信できるように努めていく。 ・本町が魅力あるまちづくりのキーワードとしての「子育て」・「教育」・「健康づくり」について、特集を組んで紹介し、本町の魅力を町内・外に発信する。また、町内のスーパーマーケットなど広報誌の新規設置箇所について検討する。 町民の方が撮影した写真を気軽に投稿していただき、町のPRなどに活用する方法について研究する。	継続実施
11	行政情報の発信と 広聴機会の充実	ホームページ運営事業	秘書広報課	拡充	ウェブアクセシビリティ（主に高齢者や障害者（一時的に怪我をしている場合などを含む）など身体に障害や不自由のあるウェブ利用者に配慮したホームページなどのウェブサービスを提供し、アクセスした誰もが容易に情報を共有できる状態にあること）を少しでも満たすよう、不適切な部分（画像化している文字をテキスト化するなど）の修正を行った。 新型コロナウイルス感染症に関する情報は、随時更新を行えるよう、運営体制を簡易的に整備し、ホームページやSNSから情報発信を行った。	改善	今後も、迅速で豊富な情報提供を心がけ、町民はもとより、全国に向けての情報発信・PRを行う。 またホームページのシステムについては、CMS（コンテンツマネジメントシステム）など、専門知識が不要で職員が自ら更新できるシステムを導入し、即時性のある情報発信を行っていく。 ホームページからのお問合せなどについては、毎年多くの問い合わせ等があるが同じ内容のものが多いため、よくある質問（Q&A）を随時更新していく。また、情報を探しやすいようにサイト構成を見直す。 ・ホームページのリニューアルを行う。ページの構成等を見直し、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を導入する。また、職員への操作研修を行う。 町民の方に向けて、リニューアルをすることについて事前に周知を行う。	拡充
12	行政情報の発信と 広聴機会の充実	広聴事業	秘書広報課	継続実施	開催したほっとミーティングにおいて、各方面と意見交換を実施し、一定の広聴機会の確保ができた。また、県立大学シーボルト校については、引き続き、意見交換をできる関係を維持していくという方針で意見が一致した。 まちづくり提案箱には、各種提案が積極的に投函され、対応が可能なものについては、回答に併せて対応をしているため、「対話の町政」を推進するための一助となっている。	継続実施	ほっとミーティングについては、広聴機会の確保のため、引き続き事業を継続する。 まちづくり提案箱については、継続的に投函がっており、広聴機能を果たしているため、継続する。 ・両事業とも、広報誌やホームページで周知し、募集をかけていく。 まちづくり提案箱設置施設における周知方法を検討する。	継続実施
13	行政改革の推進	人事評価事業	総務課	継続実施	公平な評価制度や組織パフォーマンス向上の礎となる面談技術の向上を促し、新規採用職員に対する被評価者研修、新管理職に対する評価者研修及び評価者に対する「面接技法研修」を行った。 また、令和2年4月からの会計年度職員制度移行に向けて非常勤嘱託職員に対し人事評価制度について説明を行った。	継続実施	公平な評価制度や組織パフォーマンス向上の礎となる面談を徹底させることで、計画や課題への共通認識を深め、適正な評価と処遇反映により職員のモチベーションの高揚を図る。 ・引き続き研修会を提供し、公平な評価制度の構築を図る。 令和2年4月施行の「会計年度任用職員制度」に合わせて、会計年度任用職員の人事評価の徹底を促し、制度の定着を図る。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
14	行政改革の推進	職員研修事業	総務課	継続実施	多様な住民ニーズに応え得る職員を育成するため、「ハラスメント防止研修」をはじめ、各種研修を実施した。	継続実施	多様な住民ニーズや多様化する社会情勢に応え得る職員創造に向けて、各種研修を継続実施する。 職員ニーズを踏まえた、庁舎内研修などを継続実施し、連携市町との研修事業を活用するなど、多くの職員に対して研修参加の機会が与えられるよう努める。長崎県市町村行政振興協議会助成金などの特定財源を十分に活用し自主研修などを充実させていく。 職員自らが、業務効率化に取組む職場風土の醸成を図っていく。 ・新型コロナウイルスの影響で当初予定していた研修の中止や延期が相次いでいる。通信教育の促進やWeb研修への切り替え、日程の調整等を行いながら、事業を進める。	継続実施
15	効率的な財政運営	納付環境整備	税務課	継続実施	口座振替納付を推進するために、第14回健康まつりのタックスフェアコーナーにおいて啓発チラシを250人に配布し、確定申告会場等にも設置した。	継続実施	口座振替納付、分納やコンビニ納付以外の納税者が納付しやすい、費用対効果が見込める納付方法について検討する。 ・キャッシュレス決済の導入について関係部署と協議し、検討していく。	継続実施
16	効率的な財政運営	ふるさと長与応援寄附金事業	産業振興課	継続実施	寄附申込時の決済方法を増やしたことにより、納付方法の充実を図った。	継続実施	返礼品の掘り起こしを行い、寄附の増加に努める。	継続実施
17	効率的な財政運営	町営駐車場管理事務	契約管財課	継続実施	定期駐車において、使用料の未納があった場合の不許可の判断を月単位で行った結果、月を跨いだ支払い遅延者がいなくなった。	改善	効率的な運営を図るため、設備投資は適正に行い、軽微な修繕は直営で行う。	継続実施
18	効率的な財政運営	普通財産管理事務	契約管財課	継続実施	売却可能な宅地を選定。令和2年度に売払いを実施予定。	継続実施	普通財産の現状の把握を行い、利活用されていない土地の売払いを行う。 維持管理等(草刈等)については、住民の高齢化及び事業の実施により対象地が増加することが予想されるため、実施する時期や頻度の適正化を行う。 ・定期的に実施している草刈り対象地について、全体見直しを再度行い、実施時期や頻度の適正化を図る。 令和元年度に選定した売却可能な町有地の売払いを行う。	継続実施
19	効率的な財政運営	庁舎管理事務	契約管財課	改善	高圧電力供給にかかる入札において、遠方の事業者の参加促進策として郵送入札を実施。参加者が3社から4社へ増加、うち1社は関東の業者であった。一般競争入札で競争性を確保したことによる効果と相まって、予定価格に対する落札率が昨年度の63%から56%となった。 8台の公用車を一括発注したことによるスケールメリットと、ワゴン車を8人乗りから7人乗りへ仕様変更したことにより、前契約と比較して150万円圧縮できた。	改善	複数契約の集合、契約形態及び仕様の適正化によるトータルコストの削減を図る。 長期的視点による施設及び設備の適切な維持管理及び長寿命化によるトータルコストの削減を図る。 ・空調設備の中央監視盤を更新し、運転管理の効率化と電力デマンド管理による契約電力の圧縮を図る。 老朽化した電話交換機の更新を行う。 庁舎内の7台の複合機のリースを一括発注する。 照明のLED化を検討する。 公用車の乗車人員や用途を把握し、仕様の適正化を図る。	改善
20	効率的な財政運営	公共施設等総合管理計画事業	政策企画課	継続実施	長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会及びワーキンググループにおける議論を踏まえ、個別施設計画(案)の策定を進めた。	継続実施	今後も、各施設所管部署との調整を行うとともに、検討推進委員会での議論を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定・見直しを行い、全庁的な公共施設等のマネジメントを進めていく。 ・令和元年度に策定した個別施設計画(案)について、検討推進委員会での議論をはじめ、町議会への報告、パブリックコメントを経て公表を行う。また、公共施設等総合管理計画についても、令和3年度の見直し(改訂)に向けた論点整理等を行う。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
21	効率的な財政運営	収納推進対策事業	収納推進課	継続実施	対象者を厳選し夜間臨戸を実施したことで、昼間や電話で接触できない方の生活実態の把握ができ、よりの確な滞納整理を行うことができた。	改善	時間外勤務等の事務経費節減と一層の収納率アップに努めることで、費用対効果の向上を行う。 ・徴収嘱託員(3名)を廃止し、事務経費の削減を行う。	改善
22	乳幼児教育の充実	保育所運営事業	こども政策課	拡充	認可保育所による定員弾力化や前年度までに行ってきた定員増の成果により、平成31年4月1日現在 待機児童0名となった。	拡充	令和3年度以降に1施設が幼稚園から認定こども園へ移行予定であり、保育の受け皿の拡大を図る。今後も保育ニーズを把握しながら必要な整備を進め、引き続き待機児童解消に取り組んでいく。 ・上長とこども園にて1号、2・3号の総定員と内訳変更(総定員201人 定員内訳 1号130人、2・3号71人 → 総定員200人 1号110人、2・3号 90人)により保育の受入れ枠を +19人拡大する。	拡充
23	乳幼児教育の充実	高田保育所管理運営	高田保育所	継続実施	町内の一時預かり実施園が4か園となったため、通常保育との調整を行いながら、受入れの拡充に努めた。受入実績は平成29年度398人、30年度761人、令和元年度は852人と地域のニーズに対応した。地域への親子の遊び場、集団活動の体験の場の提供として、園庭開放時に年に5回、室内においてお楽しみ会を実施。平成30年度363人、令和元年度403人と参加者の増加へとつながった。国が推進している医療的ケア児の受入準備のために研修に延べ19人参加、実施園への視察も行い、受入れ体制を整備した。	改善	一時預かり事業、子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業等の補助金事業について検討したい。事業内容については町内の状況を見ながら判断していく。また、医療的ケア児の受入れに関しては、安全第一に配慮していくとともに、町内保育園の受入れ促進につながるよう、町内で初めての受入れ園として実施方法等の情報提供に努めていく。 ・補助金事業である一時預かりの受入れについて利用保護者の育児のよき相談相手となり、量質ともに充実を図る。前年度のアンケート結果をもとに、受け入れ体制の検討を行い、職員配置の改善を行う。 医療的ケア児受入れについては関連機関と連携をし安全第一に集団における心身の発達を促す保育を実施する。受入れまでの流れ、保育内容、危機管理等について長与町自立支援協議会、園長会等で情報発信を行っていく。	拡充
24	乳幼児教育の充実	幼稚園教育振興補助事業	こども政策課	縮小	主として、職員の人材育成及び資質向上に伴う研修や勉強会への参加等に要する経費に対する補助金であることを再度説明し、対象となる経費がある場合に申請するよう案内したところ、申請がなかった。	縮小	補助対象施設が減少し、補助申請が無くなったため廃止する。今後は、町主催の研修会への参加や出前講座の利用を促し、資質向上に努めていく。	終了
25	乳幼児教育の充実	私立幼稚園預かり保育促進事業	こども政策課	継続実施	町の単独予算で幼稚園の預かり保育の利用料を補助していたが、令和元年10月から3歳児～5歳児および町民税非課税世帯の満3歳児の預かり保育の利用料が無償化の対象となり補助対象者が減少したことから、これまで対象となっていなかった認定こども園に在園するの1号認定児童(教育利用)について見直しを行い、新たに補助対象に加えることとし、補助対象の幅が広がった。	継続実施	保護者及び施設の事務負担軽減のために、子育てのための施設等利用給付費支給申請と本事業の証明書類様式や、申請時期および支給回数統一を検討する。	継続実施
26	乳幼児教育の充実	乳幼児教育事業	生涯学習課	継続実施	各幼稚園、保育園に出向き、家庭教育学級の趣旨やファミリープログラム、メディア安全指導の活用について周知を図った。また、保育園5園の保育士を対象に、ファミリープログラムとメディア安全指導の体験型研修を実施した。	継続実施	幼稚園、保育園に家庭教育学級におけるファミリープログラムやメディア安全指導の活用について周知を図り、家庭教育学級の開設を促す。 乳幼児教育として、新規講座を開設する。 ・乳幼児教育として、新規講座を開設する。	継続実施
27	学校教育の充実	教育内容の充実	学校教育課	継続実施	CRT学力検査で、項目別習熟度を分析し、学年末までに習熟度の低い項目を重点的に指導を行った。その結果、小中ともに県学力検査では、すべての項目で平均を上回ることができた。 小学校6年生全員を対象にプログラミング教育を実施し、高田中学校では、起業体験学習を実施した。	拡充	CRT学力検査は、学力向上において重要であるため、今後も継続して実施したい。 オンライン授業のシステムを構築する。 ・昨年度同様、CRT学力検査を実施し、現状の習熟度を分析し、学年末までには、習熟度の低い分野の向上を図る。オンライン授業の構築に向けて、児童生徒のインターネット環境を調査し、全児童生徒のアカウントを作成する。 体育の授業を中心に児童生徒の体力向上に努める。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
28	学校教育の充実	ながよ検定	学校教育課	継続実施	毎回の検定結果について分析し、繰り返し取り組みの充実を呼びかけるために各学校へ指導を行った。その結果、目標合格率を上回る学校が増えた。	改善	検定期間だけでなく、日ごろの学習の中での基礎・基本の充実のために、テキストの問題をいつでもどこでも使用できるような取り組みを考える。 ・オンライン学習での取り組みができるようにする。	継続実施
29	学校教育の充実	特別支援教育の充実	学校教育課	継続実施	町内全校の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当者からなる研修会を毎月1回開催し、児童生徒の支援や指導方法についての研修を深めた。また、特別支援教育支援員、心の教室相談員、子どもと親の相談員の研修会を開催し、特別な配慮を要する児童生徒への対応について理解を深める場を設けた。会計年度任用制度については令和2年度からの開始に向け準備を整えた。通級指導教室については、小学校5校に設置、中学校3校は巡回指導として設置した。	継続実施	特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当者による月1回の研修会開催を維持する一方で、通常学級の担任の研修の機会を設けることで学習、生活のあらゆる場面で困難を抱える児童生徒への指導、支援の充実を図る。 ・講師を招聘し、全教職員を対象に特別支援教育(発達障害等の理解と対応等)についての研修会を開催する。	継続実施
30	学校教育の充実	心の問題への対応	学校教育課	継続実施	教員と適応指導教室担当者、「子どもと親の相談員」、「心の教室相談員」の連携を一層強化し、不登校、及びその傾向にある児童生徒への対応の充実を図った。また、その他、友人との関係、家庭生活等、多様な課題を抱える児童生徒に対しても適切な対応ができるよう研修を進めた。	継続実施	関係機関との連携を強化しつつ、引き続き、心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報共有を図りながら、支援体制の改善、再構築を図る。 ・昨年度同様、研修会を開催し、きめ細かな情報共有を図ることで、支援体制を充実させる。	継続実施
31	学校教育の充実	地域人材を活用した学校教育の推進	学校教育課	拡充	令和2年度から「学校運営協議会制度」を導入したコミュニティ・スクールを町内全ての小学校で実施するため、学校と地域との組織的な連携・共同体制に向け準備を進めた。	継続実施	コミュニティ・スクールの円滑な運営を各学校で行っていく。 ・各小学校に学校運営協議会を設立する。また、地域の方々と交流する際には、感染予防を徹底した上で活動を行うように、活動を見直し、工夫して行っていく。	拡充
32	学校教育の充実	学校給食の充実	学校教育課	改善	食材については入札等を行い適切に価格を決定した。特に野菜については、価格決定の方法を見直し、可能な限り安価で購入できるようになった。また、全ての給食調理場に空調を整備し、調理員の職場環境を改善することができた。	改善	地場産品については、今後も可能な限り積極的に利用したい。限られた食材費内で、安心安全で食育、栄養価を考慮した給食を提供することは非常に難しいが、納入業者と十分協議して適切な価格を決定していく。また、公会計化についても合わせて検討していく。 ・すでに公会計化を導入している他市町の状況を聴取し、公会計について調査研究する。	継続実施
33	学校教育の充実	英語推進事業	学校教育課	継続実施	NICE事業については、県立・私立高校のALTの参加により生徒にとっては英語によるコミュニケーションを多く体験できる活動となった。開催日数を5日間から3日間に短縮したが、内容の改善を行うことで、短時間でも充実した活動となった。	継続実施	ALTの確保は簡単ではないが、NICE事業実施による生徒への英語学習への動機づけは高いことから、ALT確保の方法を検討しながら事業を継続する。 小学校の英語教科化に伴い、小学校に英語専科の教職員が配置されているが、学校間で情報共有、研修等を行い小学校英語の質を高めていく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業の実施により夏季休業が短縮されたことなど、これまでと同様の時期、内容、規模でのNICEの実施は難しい。2学期以降の感染状況に応じる形での実施を検討する。 また、3名のALTのうち2名が入れ替わる。現況下において、新しいALTの赴任が予定通り9月に行われるかどうか懸念されるが、状況に応じて対応する。 小学校英語専科の教職員に対する研修会を定期的に行う。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
34	学校教育の充実	学校施設等改修事業	教育総務課	拡充	予定通り、全小中学校及び給食共同調理場に空調設備を設置し、環境改善に努めた。大規模な改修としては、洗切小学校校舎屋上防水工事を実施した。また、安全・安心な施設環境づくりとして、長与北小学校・長与南小学校の体育館LED照明取替や学校の便器の洋式化を実施した。この他にも老朽箇所の改修を随時実施し、安全・安心な施設の整備に努めた。	拡充	今後も施設の現状把握に努め、優先順位をつけ計画的に施設の改修を行い、効率的な事業の遂行に努める。 ・令和2年度は、長与北小学校校舎外壁改修工事を実施予定。また、令和3年度に向けて、長与小学校体育館改修工事設計業務を実施予定。 効率的な事業の遂行のため、長与町学校施設の長寿命化計画を策定する。	拡充
35	学校教育の充実	学校教材整備事業	教育総務課	改善	保管しているパソコン及び周辺機器について管理台帳の整備を行い、リース満了時期を教育委員会及び学校の両方で把握した。今後のICT教育推進とより効率的な設備投資のため、ICT機器利活用状況についてのアンケート及び学校のICT担当者による会議を実施した。パソコン周辺機器の充実を図ったほか、機種を選定及び台数等について学校と協議・連携して経費を節減した。	改善	GIGAスクール構想による一人1台端末の整備事業が始動しており、緊急的かつ早急に児童生徒の学びの環境を確保する必要があることから、国の動向と県の動向を見ながら予算確保をし、優先的に整備すべきICT環境を実現する。 ・一人1台端末整備及び学校における高速大容量の通信ネットワーク構築のための環境整備を進める。	拡充
36	学校教育の充実	教職員の資質の向上	学校教育課	継続実施	指導主事による学校訪問を積極的に行い、児童・生徒の様子を把握することで、教職員への指導助言に生かすことができた。また、校務支援システムの研修を行うことで、業務の改善を進めることができた。 全教職員を対象とした英語教育に関する研修会、プログラミング教育を実施する全教職員(6年生担任)を対象とした研修会を実施した。	継続実施	今後も、指導主事による指導助言を積極的に行うとともに、町教育委員会主催の研修会の充実を図る。 ・新型コロナウイルス感染症の第二波による感染拡大が予想される中、新しい生活様式を徹底させ、教職員の意識向上を図るために、積極的に学校を訪問し指導助言する。また、児童・生徒の安全確保と学び保障のために、ICT機器やクラウド学習ソフトウェアの利活用に係る研修を実施する。	継続実施
37	青少年の健全育成	青少年の健全育成事業	生涯学習課	改善	新規事業として、通学合宿モデル事業を実施した。(参加児童16人、協力者69人)。子どもたちにとっては貴重な体験となり、地域住民にとっては地域教育のネットワークづくりの場、保護者にとっては家庭教育を見直す機会となった。 地域子ども教室を高田地区公民館の「英会話」、勤労青少年ホームの「科学教室」に加え、上長与地区公民館で「子どもふれあい塾」を開講した。土曜日の子どもの居場所づくり、体験活動の場として、昨年度より多くの子どもたちが受講できている。	拡充	子どもの居場所づくり、様々な体験、交流活動の機会をより多く提供するため、地域子ども教室(土曜学習推進事業)や放課後子ども教室の意義・内容等、子どもたちに経験してほしいと思うテーマと子どもたちのニーズを考慮しながら各公民館において開講していく。 通学合宿モデル事業を参考に、5小学校区の学校運営協議会において実行委員会形式で実施する。 ・子どもの居場所づくり、様々な体験、交流活動の機会をより多く提供するため、現在、開講している地域子ども教室(土曜学習推進事業)3講座に加え、「親子で学ぼう長与の歴史」を多目的研修集会施設で開講する。 新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえながら、長与小校区において、通学合宿の開催に向け検討する。	拡充
38	生涯学習の推進	生涯学習推進事業	生涯学習課	継続実施	利用者から要望が多かった「毛筆習字」を高田地区公民館、上長与地区公民館で開講した。 勤労青少年ホームでは勤労者向けのスキルアップ講座や働く女性を対象としたヨガ講座を開講した。 働く婦人の家では男性向けの料理・パン作り講座を開講した。	継続実施	主催講座修了後も自主講座として継続していけるような内容の講座を開講する。 引き続き勤労者や男性向け・親子で参加できる講座など、幅広い世代に親しまれる講座を開講する。 募集人数に対する受講者率100%を達成できるよう、魅力のある講座を開講する。 ・主催講座受講者を対象に講座を受講したことによる生きがい、地域との関わり等について変化があったか等、受講後にアンケートをとり、今後の講座開講の参考にする。 新型コロナウイルス予防対策を丁寧に行いつつ、講座の開催・運営を進めていく。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
39	生涯学習の推進	公民館等管理運営事業	生涯学習課	拡充	勤労青少年ホームの外壁改修工事を行った。 公民館4施設において、トイレの洋式化改修工事を実施した。 高田地区公民館では、調理室のガス配管改修工事を実施した。 施設の保守管理業務委託を平成30年度より長期継続契約(3年契約)とし、費用の縮減を図っている。 各施設のAED賃借料を長期継続契約(7年契約)とし、費用の縮減を図った。	拡充	定期点検の確実な実施により、安心安全な施設の維持管理に努める。 ・利用者の高齢化に対応するため、各階男・女トイレに洋式トイレを設置するための年次計画に基づき、各施設のトイレ改修工事を実施する。 上長与地区公民館元浴場の部分について、どのように活用するかを上長与地区コミュニティと協議し、設計業務委託を実施する。 上長与地区公民館前グラウンド駐車場については、砕石を撒くことで水はけの改善を図る。	拡充
40	生涯学習の推進	学社融合事業	生涯学習課	継続実施	特になし。	継続実施	今後も地域の方や様々な世代の方々と連携・協働し、地域とともにある学校、郷土を愛する子どもたちの育成につながるよう、活動を継続していく。	継続実施
41	生涯学習の推進	社会教育活動事業	生涯学習課	継続実施	ファシリテーター養成講座を3回開設し、3回中2回参加した人を長与町ファシリテーターに認定(延べ43人参加、15人認定)することにより、ファミリープログラムのさらなる活用を促し、家庭教育の向上につなげた。	継続実施	各小中学校を通じて、ファミリープログラムやメディア安全指導の活用を呼びかける。また、継続してファシリテーターや長崎県メディア安全指導員の育成に努める。 ・令和元年度に実施した「長与町ファシリテーター養成講座」を受講した方を対象に、さらなるスキルアップを図るため「スキルアップ講座」を開講する。	継続実施
42	生涯スポーツの推進	スポーツ大会・教室の充実及び参加促進	生涯学習課	継続実施	体育祭は50周年記念大会に50すべての自治会が参加した。 エンジョイスポーツは、ユニカールに絞って普及に取り組んだ。 ボールゲームフェスタを開催し、元トップアスリートとボール遊びを楽しんでいただいた。	改善	事業を継続し、健康増進・親睦融和、スポーツの普及・振興を進めていく。 ・新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、関係者の意見等も参考にしながら、開催に向けて慎重に協議を進めていく。開催する場合は、新型コロナウイルス対策を講じ、新しい生活様式を取り入れた事業推進に努める。	継続実施
43	生涯スポーツの推進	スポーツ団体・指導者の育成	生涯学習課	継続実施	部活動の過熱及び教職員の長時間労働を是正するために策定された学校部活動方針並びに熱中症予防についての説明会をスポーツ団体・指導者に対して行った。	改善	体育協会や大会出場者への補助金の交付を継続していく。体育協会や長与スポーツクラブに対して、施設の優先借用を継続していく。 スポーツ団体・指導者に対して、有用な情報配信に努める。 ・新たに体育協会と長与スポーツクラブ情報交換会等を開催し、町のスポーツ振興及び指導者育成に連携して取り組む体制づくりを推進する。	継続実施
44	生涯スポーツの推進	スポーツ施設の充実と有効活用	生涯学習課	継続実施	ふれあい広場のバックネットの補修工事を行った。	継続実施	町民へスポーツ活動の場所を提供するために、施設の老朽化への対応及び体育施設の充実を図る。 ・運動公園広場の改修工事を行う。 ロープウェイ遊具の更新を行う。 町民体育館の排煙窓の修繕を行う。 多目的広場のエアレーション作業を行う。	継続実施
45	文化・芸術の振興	文化財保護事業	生涯学習課	拡充	遺跡めぐり、文化講座その6「50年！長与の夢」を開催した。また、第8回郷土芸能大会を開催した。 町制施行50周年を記念して「ふるさと今昔ものがたり 長与町まるわかり本」を600冊刊行し、町内各学校や町内公共施設等に配布した。	拡充	郷土への理解を深め、文化財への関心を高めるため、今後も遺跡めぐり研修会や歴史講座等を開催していく。 ・遺跡めぐり研修会、歴史講座を開催する。 文化財マップ(仮題)を作成する。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
46	文化・芸術の振興	文化施設管理事業	生涯学習課	拡充	町民文化ホール防水改修工事を実施した。	拡充	町民の文化活動の拠点である町民文化ホールや陶芸の館の適正な維持管理に努め、施設の老朽化に対処していく。 ・町民文化ホールの舞台音響設備入替工事のための設計業務委託及び外壁改修工事のための設計業務委託を実施する。	継続実施
47	文化・芸術の振興	文化芸術振興事業	生涯学習課	継続実施	町制施行50周年記念「第8回郷土芸能大会」を実施した。また、平和コンサートinながよ、町民文化祭、自主事業を実施した。 芸術文化の振興その他の文化活動への支援により地域の文化振興を図るため、町文化協会へ補助金を交付した。平成30年度から開始した「文化大会出場補助金」を周知し、文化関係大会出場者へ補助金を交付した。	拡充	町民主体による文化活動の振興、文化・芸術団体の育成を図るため、多様な文化活動や各種教室等の周知、支援に努める。引き続き町文化協会への補助及び文化大会出場者への補助を実施することで、町民の文化活動を支援していく。 「町民文化祭」は、子どもから大人まで幅広い年代層が出演しており、日頃の練習の成果を披露できる絶好の機会となっている。入場者数も700人～800人と多く、毎年賑わいを見せている。今後も内容の充実を図りながら継続していく。 ・新型コロナウイルス感染防止策を講じ、平和コンサートinながよ、町民文化祭、自主事業を開催する。 引き続き、町文化協会への補助、また文化大会出場者への補助を行う。	継続実施
48	文化・芸術の振興	図書館運営事業	生涯学習課	継続実施	町図書館の既設キュービクル内機器更新工事、外側自動ドアエンジン取替工事、正面玄関壁面看板取付など修繕を行い施設維持に努めた。 「第一次長与町子ども読書活動推進計画」を策定した。「赤ちゃん絵本セット」の作成と貸出(5冊入り20セット)、「ヤングアダルト30」の展示と一覧表配布(中高生を対象にした図書)の啓発を行った。 「長与町図書館ボランティアの会」を発足した。	改善	町民が安心して利用できる図書館の適正な維持管理に努める。町内の公共施設や町立小中学校の図書室と連携して、図書館サービスの向上に努める。 ・2階和室のエアコン設置工事や、施設全体の非常灯取替工事を実施する。 図書館情報システム(本の貸出・ホームページからの予約)の更新時期に伴い、スムーズな図書サービスができるシステムの導入を検討する。	継続実施
49	国際交流の促進	国際交流事業	政策企画課	継続実施	長与町国際交流協会と連携して国際交流事業を実施し、町民の国際理解の醸成を図った。その中でも、入管法の改正による外国人労働者の増加を見越して、新たにベトナム語入門講座を開講した。また、引き続き長崎県国際交流協会が作成した多言語版の生活ガイドブックやホスピタルガイドを政策企画課の窓口に設置し、多言語対応の推進を図った。	拡充	今後も町国際交流協会と連携して国際交流の推進を図る。また、外国人が暮らしやすい地域社会づくりに向けた取組みを進める。 ・長与町国際交流協会を支援し、町民の国際交流を推進していくための語学講座や国際理解セミナーをはじめとする各種事業を実施していく。その中でも、本年度は、小学校において英語が必修化されたことを踏まえ、幼児教育から学校教育へスムーズに移行するために「英語で絵本の読み聞かせ会」を町内各保育園で実施し、園児に国際感覚を養い、英語に親しみを持ってもらう取組を推進していく。 また、入管法の改正により外国人労働者の増加が見込まれるため、長崎県とも連携しながら取組を検討していく。	改善
50	人権の尊重	人権教育推進事業	生涯学習課	継続実施	啓発冊子「ながよ人権12か月」の一部改訂、「家庭教育10か条」ののぼり旗、シールの作成及び庁舎前人権標語広告塔の改修を行った。	継続実施	「人権」をテーマにした研修会の開催について、広報や関係団体等を通じて周知を図り、「人権」について考える機会、啓発資料を提供していく。 ・西彼杵郡人権教育研究大会を実施する。	継続実施
51	平和意識の高揚	平和事業	総務課	継続実施	「平和のつどい」のメイン会場を参加者の負担を軽減する為、平和の広場から文化ホールに変更した。 国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)が受賞したノーベル平和賞のメダルと賞状の公式レプリカの展示を行った。	継続実施	「平和のつどい」や「原爆展の開催」などの取組を行う。灯ろうの作成を広く周知するなど、参加者が増えるような取組を行う。 「長与町被爆体験談集」の活用や、学校での平和教育などを通じて、若い世代に平和への思いを伝えていく。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
52	平和意識の高揚	平和学習事業	学校教育課	継続実施	小学5年生の平和学習については、被爆者へ直接話を聞き、被爆遺構を実際に巡ることで、被爆体験の継承をすることができた。	継続実施	平和に関する意識調査を行い、経年変化を見ることで、平和に対する意識の変容を見ながら取り組んでいく。 ・小学校、中学校とも、発達段階に応じた系統的な平和学習の学習目標を設定することが必要であり、その策定を行っていく。	継続実施
53	男女共同参画社会の実現	男女共同参画事業	政策企画課	改善	・新しい進行管理実績表により、第3次計画に基づく進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現に資する取組みを進めた。 ・第3次計画に基づく進行管理実績表のシートを改善し、計画初年度から最終年度までの5年間の取組がわかるようにレイアウトを変更した。 ・長与町、時津町、西海市の持ち回りで実施している「県南地域活動促進会議」による研修は長与町が事務局となり、「防災」をテーマに研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった。	改善	第3次計画に基づく進捗管理を行い、町内における男女共同参画社会の取組みを進める。 ・男女共同参画週間及び女性に対する暴力をなくす運動週間に、庁舎ロビーにてパネル展示を行い、啓発を行う。また、町職員に対し研修会の周知を図り、職員の意識向上を図る。	継続実施
54	農業の振興	農業生産基盤整備事業	産業振興課	-	生産基盤整備事業における事業計画書の作成、水源調査及び土壌調査を行った。	継続実施	課題として、樹園地はすぐには収穫できず、本格的な収穫まで植栽後10年程度かかるため、その間の収入確保を検討する。 ・灌漑用水確保に向けた水源調査を行う。	継続実施
55	農業の振興	耕作放棄地発生防止事業	産業振興課	継続実施	特になし。	継続実施	中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金いずれも5年間継続して活動を行う必要があり、耕作放棄等違反があった場合は活動初年度に遡って交付金を返還しなければならないという大きなペナルティがある。そのため、取組みに躊躇し、取組対象面積が減ってきている。活動面積から除外した農地は荒廃してしまう可能性が高く、耕作放棄地発生防止のために活動面積を維持することを目標として取組みを行う。 ・制度の取組み集落の事務が煩雑とならないよう積極的にサポートを行い、現地確認等を通じ取組み集落の農地管理状況の把握に引き続き努める。	継続実施
56	農業の振興	農業経営基盤強化促進対策事業	産業振興課	継続実施	特になし。	継続実施	農業振興に必要な事業であり、今後も継続して行っていく。 ・農道等の新設・改良・舗装事業の一部補助を行う農道事業等補助金について、採択基準の見直しを行う。	改善
57	農業の振興	有害鳥獣対策事業	産業振興課	継続実施	町単独事業により、アナグマ等の中型哺乳類についても捕獲報奨金を出すこととし、捕獲の推進に努めた。事業説明会等の機会にワイヤーメッシュの整備や維持管理に係る資料を配布し、啓発活動に努めた。	継続実施	猟友会によるアナグマ等の中型哺乳類の捕獲についても、推奨していく。 ワイヤーメッシュ柵設置後の適正な維持管理を持続していくため、様々な会合等を通じて指導を行っていく。 ・認定農業者会の研修として、有害鳥獣対策の講演会を実施し、効果的な防護対策を進めていく。	継続実施
58	農業の振興	地場産業の6次産業化や農工商連携、企業参入等の促進	産業振興課	改善	変更後の事業主体に事業目的を継承し、新事業のための資金の情報提供や、他農業者との交流の機会を提供する等、6次産業化の推進支援を行った。	改善	変更後の事業主体については、自立的な運営を促す一方で、製品開発等については、町と事業主体等との連携した体制を継続する。 6次産業化についての相談は県振興局、農産加工流通課とも連携し、総合的な支援体制を整える。 その他、農業の企業参入に向けては引き続き、農地中間管理事業を活用した貸出希望農地の情報提供に努める。 ・町内事業者の製品開発希望について、県の「連携モデル構築支援事業」を活用した、6次産業化の製品試作の推進を行う。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
59	農業の振興	生産性の向上とブランド化の促進	産業振興課	継続実施	高品質果樹生産のための資材購入費に対する補助に加え、新たに資材の処分費用に対しても一部補助を実施し、生産者の資材費投入の負担軽減に寄与することが出来た。	改善	農業振興には必要な事業であり、今後も継続して行っていく。	継続実施
60	農業の振興	地産地消の推進	産業振興課	継続実施	特になし。	継続実施	<p>農業者が野菜の栽培時期や種類を変えるなどの、戦略的な栽培が必要。</p> <p>・直売所向け野菜苗の購入補助事業について、苗の注文ができる機会が少なかったため、各直売所でも常時注文ができるように変更する。また、苗の種類も大幅に増加し、種も補助対象とするよう変更する。</p>	継続実施
61	農業の振興	ふれあい農園事業	産業振興課	継続実施	特になし。	継続実施	事業開始より年数が経過したことにより園内設備の老朽化が目立ち、修繕等費用の増加が見られる。使用料収入と維持管理費用の差額をできる限り抑えるため、計画的な設備更新と空き区画を減らすことにより使用料収入の増加に努める。	継続実施
62	林業の振興	林業振興事業	産業振興課	拡充	<p>治山事業と里山林事業の新規地区の掘り起こしを行った。令和元年度から開始された森林経営管理制度の財源に充当するため、森林環境譲与税の基金を創設し、積み立てを行った。</p> <p>森林経営管理制度の意向調査を実施するためのモデル地区を木場地区に設定し、県及び森林組合と現地調査を行った。</p>	拡充	<p>里山林事業実施地区において、地元で適切に維持管理をしていくための体制づくりを行うため、県及び長崎県森林ボランティアセンターと共同しながら協議していく。</p> <p>また、里山林事業新規地区については、維持管理のための通路を確保した施工を行うよう、県と協議し、地元と維持管理の合意形成を図る。</p> <p>治山事業の掘り起こしを行った地区については、国庫補助採択に向け、地元と十分に調整を行っていく。</p> <p>令和2年度より森林環境譲与税が倍増する見込みであることから、森林経営管理制度の実施を確実に進めていく。</p> <p>・里山林事業実施地区である東高田地区、皆前地区において、県及び長崎県森林ボランティアセンターと共同で維持管理の講習会を行い、地元で維持管理を行っていくための体制づくりを行う。里山林事業新規地区である平木場地区については、維持管理を考慮した施工と体制づくりを進める。</p> <p>丸田谷・皆前地区の令和3年度国庫補助採択に向け、地元と十分に調整を図っていく。</p> <p>木場地区の森林所有者に対し、令和2年度に森林経営管理制度の意向調査を行うこととし、同時に次の意向調査予定箇所の現地調査を平行して進めていく。</p>	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
63	水産業の振興	水産業振興事業	産業振興課	拡充	海フェスタ大村湾の補助金を活用し、種苗放流とカゴ漁体験に取組んだことにより、種苗数が大幅に増加し、子どもたちへの意識啓発にも大きく寄与することができた。 また、カキ養殖体験事業により、水産業に興味を持つきっかけづくりを行うことができた。	拡充	引き続き、将来の担い手確保に向けたカキ養殖体験事業を募集する。 閉鎖的領域である大村湾において、作り育てる漁業の重要性や環境を守るための漁業者の取組みについて、子どもたちに体験学習を実施する。 魚介類の産卵及び稚魚の生息の場となる藻場の再生に取り組み、効果的な種苗放流の時期や場所についても検討していく。 水産多面的活動の実績や他市町の取組みを踏まえ、より効果的な取組方法を検討、実践していく。 ・カキ養殖体験事業を募集し、個別に漁業組合員への加入についてアプローチしていく。 子どもたちへのカゴ漁体験、稚魚放流体験に加え、アマモの種を採取して海洋投入する藻場の再生事業に取り組む。	拡充
64	商業の振興	商工業振興事業	産業振興課	継続実施	チャレンジショップや空き店舗サイトの開設など、中央商店街の活性化につながる事業を商工会と連携し行った。	継続実施	引き続き商工会等各種団体と連携し、商工業に対する支援を行う。 ・西そのぎ商工会への補助金交付および西そのぎ商工会が行う各委員会への参加。 また、新型コロナウイルス感染症に伴う経済的支援を西そのぎ商工会と連携して行う。	継続実施
65	観光・移住・シティプロモーションの振興	観光振興事業	産業振興課	継続実施	長与川まつりにおいて、町制施行50周年記念で打ち上げ花火を増やし、餅まきなどの記念イベントを行うことで集客増を図れた。	継続実施	町内外のイベント等を研究し、実行委員会等においてより集客が見込める企画等を協議し取り入れていくとともに、安全にイベントを開催していく方策も検討する。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、イベントについて開催の可否を判断していく。	継続実施
66	観光・移住・シティプロモーションの振興	移住・定住促進事業	政策企画課	拡充	移住パンフレット「長与町移住応援BOOK」を作成し、Uターン者増を目的として町民向けに広報を行った。 東京圏からの移住者向けに移住支援金制度を新設した。	拡充	長崎市・時津町との連携中枢都市圏における連携により移住促進を推進する。また、転出超過は県の最重要課題でもあり、県とも協働して対策を検討する。 ・長与町へ子育て世代の移住・定住を促進するため、子育て世帯(中学生以下の子どもがいる世帯)を対象とした移住支援制度を実施する。	拡充
67	雇用環境の充実	雇用対策事業	産業振興課	継続実施	特になし。	継続実施	引き続き、就労機会の確保と地域内の雇用創出のための取組みを行っていく。 ・引き続き、県などと連携を図りながら就業機会の確保と地域内の雇用創出のための取組みを行っていく。	継続実施
68	市街地の整備	土地区画整理事業	都市計画課	継続実施	長期化している事業の早期完成を目的とする「残工事の一括施工」の実施に向けた手続きを進め、令和2年3月に「残事業の一括施工」および「保留地処分」の契約を締結した。	改善	本事業の実施に伴う財政負担に対し、その軽減策として「残工事の一括施工」と併せて、事業地区内に存する大規模保留地(106街区)の売買契約を締結したことで一定の財源を確保することができたが、更なる財源確保を目的とした一般保留地等の売却についても計画的に進めていく。 できる限り町の財政運営に有利な形で処分し、事業の早期完成に向けた取組みを進めていく。 ・一括施工について、今後も県と密に連携し事業を進めるとともに、事業費の財源確保を目的とした一般保留地等の計画的な売却へ向けた整理を行い、購入者の募集・売却事務を進める。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
69	市街地の整備	空き家対策事業	土木管理課	継続実施	所有者へ適切な管理を促した。	継続実施	広報・ホームページ等で空き家所有者の管理意識を高める。 ・空き家対策計画策定に向け検討を行う。	継続実施
70	市街地の整備	住宅リフォーム支援事業	土木管理課	継続実施	補助金制度をさらに周知し、耐震化による災害への備え、アスベスト対策による健康被害防防止の観点から継続して募集していく。 子育て応援住宅支援については、要件の変更(多子世帯の中古住宅取得、取得時のリフォーム工事の要件追加等)を行った。	継続実施	耐震化によって災害に備える、アスベスト対策によって健康被害を防ぐ、住宅内の事故を防ぐため性能を向上した良質な住宅の形成を図る、安心して子どもを産み育てることができる住まい・居住環境を形成促進する、といった補助金制度の周知を行う。	継続実施
71	市街地の整備	町営住宅維持管理事業	土木管理課	継続実施	長寿命化計画の見直しを行った。 西高田団地A棟外壁改修工事を行った。	継続実施	長寿命化計画に沿って、現況に合わせた修繕を行う。 ・西高田団地B棟外壁改修工事を行う。	継続実施
72	市街地の整備	急傾斜地管理事業	土木管理課	継続実施	急傾斜地の伐採、除草及び長与ニュータウン法面の補修工事を行った。	継続実施	今後も、梅雨時期や台風時期には日常的パトロールに加え、経過観察箇所の点検を行い災害の予防に努める。 ・目視点検を行うことが困難な箇所については、ドローン等を活用して点検を行い維持・管理に努める。 吉無田地区(4)急傾斜地の維持補修工事を実施する。	継続実施
73	市街地の整備	公園緑地事業	土木管理課	継続実施	花いっぱい運動の新たな試みとして参加団体に8種類の花から選んでもらう選択制とすることで、団体が植栽箇所に必要な花の苗を受け取ることができるようにした。 町制施行50周年記念事業として記念植樹祭を実施し、町民参加のもと、中尾城公園裏遊歩道にあじさいの苗を植樹した。	改善	町民参加による緑化の推進を図るため、参加団体等からの要望について対応できるものについては対応し、より多くの団体等が参加しやすい事業となるように取組む必要がある。また、一般の参加団体を増やすため、効果的な周知方法を検討していく。 ・花いっぱい運動を通して、公園や道路などへの花植えを自治会・老人会との協働により実施する。 花の苗配布事業については、要望があった苗木についても配布対象とするために、実施要領を改める。また、植樹祭については、植樹する箇所が見つからない等の理由により、実施しない予定である。	継続実施
74	市街地の整備	公園新設事業	都市計画課	継続実施	令和元年度については、平成30年度の設計業務を基に(仮称)道の尾中央公園整備工事に着手した。	継続実施	今後も住民等の要望や関係機関との協議を基に必要性の高いものから計画的に事業を実施することとするが、原則として補助事業の採択を受け町財政への負担軽減を図るとともに、コスト縮減を念頭に事業を進めることとする。また、事業実施にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を重視し、自然環境や景観にも配慮したものとする。 ・令和元年度より着手した(仮称)道の尾中央公園整備工事を令和2年度に完成させる。	継続実施
75	市街地の整備	河川管理事業	土木管理課	継続実施	河川の維持補修工事を7箇所行った。 県が施工する高田川河川改修工事として、兼用護岸及び道路部分について負担金を支払った。	継続実施	現状の把握及び点検を行いつつ、適切な維持補修を継続する。 ・現状の把握及び点検を行いつつ、適切な維持補修を継続する。 県が施工する高田川河川改修工事について引き続き地元負担金を支払う。	継続実施
76	市街地の整備	橋梁長寿命化修繕事業	土木管理課	継続実施	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁定期点検を17橋実施した。 三彩橋の補修設計を実施した。	継続実施	年度毎の点検件数を平準化し、維持補修に対応した国庫補助等を活用してコスト縮減を図る。 ・17橋の定期点検を実施予定。 1橋の補修工事を実施予定。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
77	市街地の整備	公園施設管理事業	土木管理課	拡充	長与町公園施設長寿命化計画に基づいて、「あおぞら公園」「あじさい公園」「山ノ口公園」の複合遊具の入れ替えを行った。	継続実施	長与町公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な遊具の更新を行うとともに、毎年実施することとなっている遊具点検の結果を踏まえて、必要な修繕等の対策を実施していく。 ・長与町公園施設長寿命化計画に沿って遊具の更新を行うとともに、遊具点検の結果を踏まえた対応を行う。また、対応する必要がある遊具については、設置されている公園を利用する地区の年少人口や高齢人口、利用状況を確認したうえで、改修方法等の検討を行う。	継続実施
78	上水道の整備	水道水生成事業	水道課	継続実施	年間配水量が昨年に比べ減少しており、この主な要因は無効水量(漏水量)の減少である。水道施設の更新を行ってきた効果が現れたものと思われる。	継続実施	渇水時の対策が求められるため、中・長期的に水源の開発・調査を行う。 ・近隣市町と広域的な浄水場共同化について検討を行う。	継続実施
79	上水道の整備	水道水供給事業	水道課	継続実施	特になし。	継続実施	中長期計画に沿って老朽管の更新を計画的に行っていく。また、施設整備(更新含む)において、安価で高性能な資材等を使用するほか、施設のダウンサイズを図っていく。	継続実施
80	上水道の整備	水道事業会計運営事業	水道課	継続実施	特になし。	継続実施	今後も未収金を減らし、経費を節減するなど健全な事業運営を行っていく。 ・キャッシュレス決済の導入に関して、他課と連携し検討・推進していく。	継続実施
81	下水道の整備	下水道施設整備事業	下水道課	継続実施	長与浄化センターにおいて水処理施設(4系列)の改築更新が完成し、(5系列)の改築更新に着手した。長与ニュータウン地区において取付管改築工事を144箇所行った。	継続実施	未普及解消事業については、今後も下水道認可区域内において整備を進めていく。また、改築更新事業についてはストックマネジメント計画を基に、老朽化施設の改築更新及び施設整備を計画的かつ効率的に事業を進めていく。	継続実施
82	下水道の整備	下水道施設維持管理事業	下水道課	継続実施	管路施設の点検調査を、9.3km実施した。管路施設及び、処理場施設についてストックマネジメント計画を作成した。	継続実施	今後も持続可能な下水道事業の実施を確かなものとするために、施設調査の結果を基に計画的な下水道施設の維持管理に努める。	継続実施
83	下水道の整備	下水道事業会計運営事業	下水道課	継続実施	水洗化切替が7件あり、前年度より6件増加した。	継続実施	持続可能な安定した下水道事業経営を確かなものとするために、財産調査や実態調査、訪問等により未収金の削減及び広報誌への掲載や未水洗化世帯への文書送付により水洗化が促進されるよう努める。	継続実施
84	道路の整備	道路新設事業	都市計画課	継続実施	都市計画道路西高田線について、現道拡幅区間の主要渋滞箇所となっているJR高田踏切～和楽団地付近の用地取得を行った。	継続実施	今後も住民等の要望や関係機関との協議を基に必要性の高いものから計画的に事業を実施することとするが、原則として補助事業の採択を受け町財政への負担軽減を図るとともに、コスト削減を念頭に事業を進めることとする。また、事業実施にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を重視し、自然環境や景観にも配慮したものとする。 ・都市計画道路西高田線について、JR高田踏切～和楽団地区間の拡幅工事に着手するとともに、今後も事業完成時期を見据えた計画的な用地取得を進めていく。	継続実施
85	道路の整備	道路維持管理事業	土木管理課	継続実施	町道の維持補修及び道路舗装については継続的に行い、西高田日当野線及び長与中央線(嬉里工区)の舗装補修工事を行った。定林橋側道橋設置工事のための予備設計を実施した。	継続実施	維持補修に対応した起債を活用し、維持補修を進めていく。 ・ニュータウン中央線の舗装補修工事を実施する予定。定林橋側道橋の詳細設計及び下部工工事を実施する予定。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
86	地域公共交通の充実	公共交通事業	政策企画課	継続実施	乗合タクシー試験運行については、平成30年度に運行形態を変更したこともあり、地域への定着を図ることを目的に令和元年度にも期間を延長し町内2地区で実施。①予約締切時間の変更(2時間前から1時間前までに)、②停留所の追加、③運行ダイヤ変更、といった利用促進を図るための改善を行い、稼働率及び1便当たりの平均乗客数の増加につながった。 乗車実績や利用者数等の実施結果を基に、地域公共交通会議にて協議し、稼働率と平均乗客数の目標に届かなかったこと等から試験運行の終了および本運行を行わないこととした。	改善	既存の公共交通について、関係事業者との協議・要望を行いながら、公共交通の充実を図る。 ・県内バス事業者の次期ICカード(全国相互利用可能)の導入経費補助を行い、町民及び観光客の利便性向上を図る。	継続実施
87	地域情報化の推進	電算機器等管理・運営事業	契約管財課	改善	コスト削減、事務効率の向上、セキュリティ対策を念頭に、各課のニーズ及び状況に応じた適正な機器の調達や管理を行った。電算機器の調達については、長崎県市町村行政振興協議会の共同調達に参加しコスト削減を行った。また、平成29年度より参加した長崎県情報セキュリティクラウドに継続して参加し、セキュリティの強化を図った。	改善	引き続きコスト削減、事務効率の向上、セキュリティ対策を念頭に、各課のニーズ及び状況に応じた適正な機器の調達や管理を行っていく。特に、電算機器の調達に関しては、長崎県市町村振興協議会の共同調達に参加してコスト削減を行いながらリース契約から購入方式へ切り替える。また、不要な電算機器の洗い出しを引き続き行い、共同で使えないか検討するほか、各階に配置した複合機を日常使用とすることで、各課のプリンターの合理化・削減を図る。情報セキュリティの意識向上を図るため、ポータルサイトでの注意喚起や研修を実施する。電算システムの運用管理については、職員のスキルアップのため研修等に積極的に参加する。 ・パソコンについては共同調達による購入でコスト削減をしつつ庁舎内の端末のOS更新を完了するよう努める。また、各階に配置した複合機を日常使用とすることで、各課のプリンターの合理化・削減を図る。電算システムの運用管理について、職員のスキルアップのため研修等に積極的に参加する。	改善
88	地域情報化の推進	電算システム開発・調整事業	契約管財課	継続実施	情報連携の運用に伴うデータ標準レイアウト改版対応や生前退位に伴う改元、旧姓併記、共通納税システム対応、幼児教育無償化、会計年度任用職員制度対応に伴うシステム改修を行った。	継続実施	国の制度改正等に係るシステム改修については提示される仕様を注視し速やかに対応できるように準備する。データ標準レイアウト改版や法改正に伴うシステム改修、新型コロナウイルス対策でのVPN拠点増設やシステム対応修等、国からの情報を収集・整理し迅速に対応する。 ・データ標準レイアウト改版や法改正に伴うシステム改修、新型コロナウイルス対策でのVPN拠点増設やシステム対応改修等、国からの情報を収集・整理し迅速に対応する。また、LINEに係る県下市町共同利用について令和3年度より開始できるよう、検討・協議を行う。	継続実施
89	消防・防災体制の強化	消防事業	地域安全課	継続実施	常備消防、消防団、自主防災組織と連携し、初期消火訓練、煙体験ハウス、AED講習など様々な防災訓練を実施した。 現行の指令通報システムの劣化のため、長崎市総合消防情報システム更新事業を令和元年度～2年度の工期で入れ替え作業を行っている。会話に不自由な方を対象に、スマホ等を用いて音声によらない緊急通報を行うことができるNET 119緊急通報システムも導入された。	改善	引き続き、火災予防の啓発を強化し、常備消防、消防団、自主防災組織と連携し、水消火器を用いた初期消火訓練及び煙体験ハウスを活用した防災訓練を推進する。 長崎市消防局の救急サポートステーション事業の推進や救急車の適正利用の呼びかけ等、ソフト面を強化し、救急体制の強化を図っていく。 ・広域消防による消防・救急体制の強化を行い、スケールメリットを生かした消防設備・施設等の計画的な整備と維持管理を行う。 一昨年度より、避難行動要支援者の個別計画がスタートしているが、引き続き発災時の体制づくりが円滑になるよう、名簿を整備し、個別計画の進捗状況も考慮しながら、消防局へ情報の提供を行い、連携体制を強化していく。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
90	消防・防災体制の強化	災害・防災情報発信事業	地域安全課	継続実施	屋外拡声子局の調整により対応ができない場合は、防災メール等の様々な情報媒体の活用を推奨した。令和元年度より警報発生時や避難所開設時にはミクソンLINEを活用し、より一層の情報発信に努めた。町ホームページに長崎市・時津町の避難所の情報を掲載し、連携中枢都市圏の枠組みの中で進めている広域避難所の推進を図った。	継続実施	屋外拡声子局の調整により対応ができない場合は、防災メール等の様々な情報媒体の活用を推奨し、それでも対応できない場合は、戸別受信機の配備等により対応を図る。 ・引き続き各種情報発信手段の啓発を広報誌やホームページ、防災訓練時に行う。また、今年度ホームページがリニューアルすることに伴い、災害の恐れがあるときに、連携中枢都市圏の枠組みの中で進めている広域避難所の情報をより分かりやすい形での発信を目指す。 長与川の洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域などの危険個所の周知を各種情報媒体を介し行う。	継続実施
91	消防・防災体制の強化	防災事業	地域安全課	継続実施	警報発生時や避難所開設時には、ミクソンLINEによる発信も行い、更なる情報発信に繋げることができた。避難行動要支援者個別計画未策定の自治会については、自治会の会合に赴き、早期の計画策定について説明を行った。令和元年10月に長与町業務継続計画(BCP)を策定し、被災時にいかに行政機能維持しながら業務を継続し得るか、想定を行った。	改善	避難所の開設条件や開設順等について、広報・ホームページ・SNSにより周知し、防災情報の活用を図る。 引き続き、全自治会の避難行動要支援者個別計画策定を関係所管とともに推進し、災害時における避難が困難な方に対する対策の充実・強化を行う。 ・新型コロナウイルスの流行により、スペースの確保、3密回避など避難所の運営に感染症予防の観点が入ることとなった。 各分野の事業所との協定を利用し、防災対策の充実を進め、避難所の環境整備を促進する。 令和2年度、長与川が洪水指定周知河川に指定された。水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域・避難所等を明示した洪水ハザードマップを作成する。また、いかなる大規模災害が発生した場合においても機能不全に陥らない強靱な地域づくりを目指し、必要な事前防災・減災、迅速な復旧・復興に資する施策を推進することを目的とし長与町国土強靱化地域計画を作成する。	拡充
92	消防・防災体制の強化	自主防災組織事業	地域安全課	拡充	新たに日当野自主防災組織が設立された。自主防災用品の提供、及び自治会内に消火器を5か所設置し、地域防災の要である自主防災組織の意識啓発が強化され、災害に強いまちづくりの一助となった。	拡充	未組織自治会がアパート群の3自治会となった。設立促進を図っていく。 長与町自主防災組織訓練マニュアルを自主防災組織連絡協議会総会時に毎年配布することとし、防災研修を充実することにより、自治会間の防災意識の均一化を図っていく。さらに、大規模災害に備え、消防団や社会福祉協議会、警察などの各種団体との連携及び近隣自治会との合同防災訓練などを推進し、平時より顔の見える関係を構築し、住民が主体的に災害に対する知識や情報収集の手段を知り、備えを行う意識の醸成を図り、自主防災組織全体の底上げを図る。 ・自助・共助の重要性が増す中で、主体的に住民が取り組む必要があるため、更なる防火・防災意識の醸成に向け、防災訓練や啓発等の支援を行う。 自主防災組織が避難行動要支援者の支援員であることから、災害時における避難が困難な方の移動を容易にするため、コミュニティ助成補助金を活用し、移動用介護帯を購入する。 感染症のまん延を防止するため、自主防災組織に衛生用品を配備する。 感染症予防の観点から、自主防災組織の訓練等の集まって行う行事が厳しい状況であるため、防災備蓄品の紹介などの情報提供を行う。	拡充

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
93	消防・防災体制の強化	消防団事業	地域安全課	拡充	全分団員の活動服を更新し、消防活動時の充実が図られた。消防ラッパ隊の冬季制服を更新し、隊員の士気向上に寄与した。 第3分団のホース乾燥塔の建て替えを行い、迅速にホース乾燥ができるようになった。 第1～9分団に発電機を配備し、夜間帯に安全に活動を行えるようになった。 長崎県ポンプ操法大会に向けた町予選会を8月に行い、団員の団結力が高まった。 小型ポンプの講習会を10月に行い、機械への理解が進んだ。	拡充	消防団活動を町民に見える形で発信し、町民や事業所等の理解を深めていく事で消防団員充足率100%を目指していく。消防格納庫や消防車等については、消防活動に支障がないよう、計画的に更新を行っていく。 ・購入から26年が経過した小型動力ポンプ積載車(オートマチック車)の更新を行う。 消火活動時に迅速に対応するため、ガンタイプノズルを各分団に配備する。	拡充
94	交通事故防止対策の推進	交通安全推進事業	地域安全課	継続実施	長与町高齢者運転免許証自主返納奨励事業について長崎スマートカードの廃止に伴い、令和元年9月16日以降において、新カードのエヌタスTカードを新たに交付した。	継続実施	国・県・警察・各種団体と連携し事業を展開し、特に事故に巻き込まれやすい高齢者や子どもに対する町民の交通安全保護意識を醸成し、交通事故防止対策を行っていく。 ・高齢者運転免許証自主返納奨励事業(高齢者に運転免許証の自主返納を奨励し交通事故の発生を抑止することを目的とする事業)においてエヌタスTカードを交付しているが、新たな交通系ICカードのサービス開始に伴い交付の見直しを検討する。	継続実施
95	交通事故防止対策の推進	交通安全施設整備事業	地域安全課	改善	カーブミラー新設要望については、現地調査等において、妥当性及び有効性を十分検証し設置可否の判断を行った。停止指導線等については、コスト面を考慮し、まとめて工事発注を行った。 町内全域のカーブミラーの保守点検業務委託を行った。	継続実施	カーブミラー新設については、設置可否の判断を慎重に行う。老朽化の問題は、保守点検を実施し随時修繕を行っていくと同時に不要な箇所については撤去を行う。 ・新設要望については、各自治会への周知方法及び書式変更を行い、重要度等に応じて設置可否の判断を行う。 町内全域のカーブミラーの保守点検業務委託の結果に基づき、修繕・新設を行う。	改善
96	安全な生活環境づくり	防犯事業	地域安全課	継続実施	犯罪被害者等支援条例の制定を進めた。	継続実施	引き続き犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた意識づくり・地域づくり・環境づくりに取り組んでいく。 ・警察及び関係団体との連携を強化し、広報啓発活動を取り組み、見守り団体の支援等を行う。 犯罪被害者支援に関する検討等を行う。 犯罪被害者等支援条例の施行。	拡充
97	安全な生活環境づくり	防犯施設整備事業	地域安全課	継続実施	特になし。	継続実施	防犯灯管理の設置箇所位置図のデータ化を検討する。 ・防犯灯の適正な設置方法の見直しを行う。	継続実施
98	安全な生活環境づくり	消費者行政事業	地域安全課	継続実施	消費生活契約トラブル防止として、新成人に対しリーフレットを配付した。	継続実施	長崎県消費生活センター・関係団体と連携をとり適切な相談対応を行う。消費生活相談員・行政職員研修に積極的に参加し、相談対応能力の向上を図る。 ・消費生活相談員・行政職員向け研修への参加及び若年層への消費者教育を実施する。	継続実施
99	健康づくりの推進	健康づくり事業	健康保険課	継続実施	運動する機会が少ない年代や対象をターゲットにした事業を検討し、小学校低学年の児童及びその家族を対象にした室内親子運動教室「ぐるぐるウォークラリー」を夏休みに開催した。 「長与町健康のまち宣言」の普及啓発として、町封筒へ宣言文印字や、広報ながよで健康宣言コラムの連載、庁内階段に宣言文及び階段利用時の消費エネルギー表示を行った。	継続実施	健康づくり事業を一過性のイベントではなく日常生活に取り入れられるような内容に見直していく。 ・町内のウォーキングイベントの情報を集約し、周知できる仕組みづくりを行う。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
100	健康づくりの推進	健康ポイント事業	健康保険課	拡充	町内の「健康のまち応援団」事業所(31か所)に勤務する20歳以上の町外在住者も対象に追加し、職場ぐるみでの参加募集を行い、希望する事業所には事業説明および初回測定会を事業所に出向いて実施した。	拡充	事業が3か年計画で令和2年度までであり、初年度からの参加者は令和2年度で終了を計画していたが、令和2年度は感染症予防のため測定会やイベントの中止など事業を縮小しており、3か年の事業効果の判断ができるか不透明である。また事業卒業後の受け皿として民間運動施設等との連携を検討したが、現在協議が難しい。事業自体は今年度から県の地方創生事業の補助金対象事業となったため来年度以降も継続を考慮しており、初年度参加者の終了時期を含め事業の見直しを行う。 ・3か年計画の最終年度として事業の評価をしながら、3年間継続参加者の継続可否について検討する。	改善
101	健康づくりの推進	健康センター管理運営事業	健康保険課	継続実施	健康センターの利用状況から、必要な設備や体制について検討した。	継続実施	引き続き、関係機関と健康センターに必要な設備や間取りについて調査研究を行う。	継続実施
102	健康づくりの推進	各種健診事業	健康保険課	継続実施	胃内視鏡検診は平成30年度から開始し、2年に1回受診可能のため、受診者数の偏りが出ないように、定員を設け抽選を行い、落選者は次年度申込時優先とし、平成30年度、令和元年度ほぼ同数の受診者数となった。冬季に大腸がん検診の郵送検診を40～69歳国保被保険者に案内を送付して実施した。	継続実施	胃内視鏡検診希望者の増加が見込まれ、委託医療機関での受け入れ体制の把握が必要である。 11月までに個別健診を受けられなかった方を対象に、12月の集団健診で漏れ者を受け入れているので、今後も受診者数の伸びを想定し集団健診の日程を検討していく。 ・通常集団健診は午前のみ実施だが、12月の集団健診実施日を2日から3日に増やし、うち1日を午後も実施しディースデーとして、乳がん子宮がんを多く受け入れられるようにする。	継続実施
103	健康づくりの推進	食育推進事業	健康保険課	継続実施	特になし。	継続実施	健康保険課だけではなく、それぞれ関係各課でも食育を推進していく必要があるため、2次計画をもとに健康づくり幹事会や食育に関する調査を実施していく。 町の健康増進計画「第2次健康ながよ21」に栄養・食生活の項目があり重複しているため、計画の整理が必要。 ・計画期間を町の健康増進計画「第2次健康ながよ21」と同じ令和4年度までに延長することとし、上位計画の第三次長崎県食育推進計画と整合するよう見直しを行い、期間延長と改正について健康づくり幹事会委員に諮る。	継続実施
104	子育て支援体制の充実	母子保健事業	こども政策課	拡充	母子事業については産後ケア事業を開始し、家族等から十分な育児の援助が受けられない家庭、心身の不調、育児不安がある家庭への育児支援提供を行った。 子育て世代包括支援センターにおいては、各専門職で連携を図りながら切れ目ない支援を提供している。各支援センターや児童館の支援者との情報交換も密に行い、連携にも努めている。	拡充	母子手帳交付の際から、専門職が関わり切れ目ない支援を提供できるように努めていく。 今後も、子育て世代包括支援センターとして窓口対応の充実を目指し、他機関、他職種との連携に努めていく。 事業でフォロー出来ない家庭には訪問や電話対応でしっかりと状況確認や助言を行う。 3歳児健診後から就学までの期間の全体的なスクリーニングの実施について検討していく。 ・妊娠時から幼児期までの過程において、母子事業での定期的な関りを通して(事業を実施しない場合は電話や家庭訪問を通して)母子が健やかに成長できるよう支援を行う。支援が必要な親子には支援員や専門職の訪問に繋げる等、地域や関係機関との連携を密に行い支援体制を整える。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
105	子育て支援体制の充実	利用者支援事業	こども政策課	継続実施	子育て相談専門員が保育所・幼稚園・こども園・子育て支援センター・児童館に定期的に巡回を行い、情報共有する機会が増えたことで、相談体制が整備された。	改善	子育て世代包括支援センターと関係機関の支援体制強化を目的として、研修会や巡回訪問を通して、顔の見える関係を構築する。 また、時代や住民ニーズの変化に伴い、実態を把握し、必要な支援を提供する。 ・子育て相談専門員の勤務体系を見直し、相談体制の機能強化を図る。新型コロナウイルス感染症の影響で、今後研修会や相談事業の開催が減少されることが予想されるため、直接関係機関に巡回訪問し、助言や支援を行う機会を増やす。	拡充
106	子育て支援体制の充実	訪問事業	こども政策課	継続実施	・定期的(年に1度)に家事育児支援員向けの勉強会を実施し、支援員の資質・技術向上に取り組んだ。 ・養育支援訪問では専門職のニーズが増えたことで、助産師の増員を図るなど専門職の確保に努めた。また、家事育児支援員だけでなく、専門職による訪問においても中長期的な養育支援に柔軟に対応できるよう体制整備に努めた。	継続実施	今後とも家事育児支援員・専門職の人員確保と技術向上に取り組み事業充実に努めていく。 必要なケースには家事育児支援員や専門職の訪問へとつなげられるよう、町単独ではなく地域や関係機関との連携を密に行い支援体制を整える。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、母子事業を例年通りに開催することが困難な状態が続くことが考えられる。子育てに不安がある家庭に寄り添い、適した時期に必要な支援を提供していくために、訪問事業は一層重要となる。特に出産後の不安軽減を図るため、乳幼児家庭全戸訪問を専門職で対応していく。	継続実施
107	子育て支援体制の充実	子育て応援環境整備事業	こども政策課	継続実施	広報、ホームページ、子育て支援センター(おひさまひろば・児童館5館)にチラシを配布し設置。窓口相談時に声かけを行った。	継続実施	引き続き、物品数より貸与件数が下回る人が多い物品については、窓口相談時に声かけをする他、定期的に大きくなーれ、プラス(メルマガ)等を通して現状を発信し、希望している人に、確実に行き渡るように努める。 ・広報、ホームページ、大きくなーれ、プラス(メルマガ)を活用し、制度の周知を図る。また、窓口相談時に案内する。	継続実施
108	子育て支援体制の充実	心身障害児通園事業	こども政策課	改善	作業療法士を1名増員したことで、療育活動と並行した発達検査の実施が可能となり、発達支援を受ける機会の確保に努めた。また、地域生活支援事業「巡回支援専門員整備事業」の活動として、子育て支援センターや児童館へひばり学級の職員が巡回することで、子育て関連機関との連携や「気になる段階からの援助」ができるようになり、町全体の発達支援としての体制整備に向けて取り組んだ。	改善	未就学の療育や気になる段階からの相談・対応助言については、出来る限り本事業を活用する。 ・短時間パート勤務職員数を減らし、嘱託職員を5名から6名へ増員することで、効果的な療育の提供に努め、継続した支援を提供する。 療育活動期間は基本的に半年としているが、就学直前の年長児に対しては、柔軟な支援期間の決定とし、必要な支援が提供できるように対応する。	改善
109	子育て支援体制の充実	ファミリーサポートセンター事業	こども政策課	改善	令和元年4月から1市2町(長崎市、時津町)との広域連携を開始し、長崎市からの利用者が3件あった。無償化については、対象者がおらず、利用者はいなかった。事業内容について広報誌やホームページ、子育てWebサイト等での周知を図った。	拡充	引き続き、長崎市・時津町との広域連携についての周知および一部対象者は無償化の対象になることの周知を図る。広域連携については、利用数が増えるよう、1市2町でのさらなる協議が必要。 ・広域連携については、1市2町で、協議の場を設ける。また、制度周知を図る。周知については、広報誌・HP、子育てWebサイトやメルマガの活用を継続する。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
110	子育て支援体制の充実	児童虐待防止事業	こども政策課	改善	・児童虐待防止研修の対象を子育て支援者に加え、自治会長等地域の支援者に拡充した。 長与町地域自立支援協議会こども部会において、年間を通じた協議テーマとし、取組みを行った。 マニュアルを媒体とし、予防・早期発見・対応を関係者間での共有・徹底に向けた取組みを行った。 保護者向けガイドブックを媒体とし、不適切な養育に陥っている保護者に対し、具体的相談・指導を行った。	改善	昨年度から児童相談所主管ケースも要保護児童対策地域協議会の実務者会議において協議を開始した。今年度から、実務者会議を年3回から4回に増やす。県からは、児童相談所と市町の役割分担について指針が示され、今後、警察から面前DVの通告ケースや児童相談所に寄せられた相談のうち、児童相談所のみが行える支援・措置が必要ないと判断されたケースは町の対応が求められる。 ・児童相談所や市町と同様に、福祉事務所も児童虐待の相談・支援機関となっている。今年度、県の機関である、児童相談所及び福祉事務所と町の役割を整理し、役割分担の見直しを行う。また、児童相談所と市町の共通情報管理システム導入について、調整年度となる。詳細が示されていないが、情報収集に努め、内容によっては、新たなシステムの検討を行う。	継続実施
111	子育て支援体制の充実	福祉医療費助成事業	こども政策課	拡充	小中学生の現物給付開始に向け、条例改正並びにシステム改修を行った。	拡充	ひとり親に関しても、県全体として現物給付へ移行するよう、引き続き県に対し要望を行なう。また、福祉医療費支給対象者について、認定申請(受給者証発行)・医療費支給申請もれがないよう、制度内容の周知に努める。 ・令和2年4月から小学生及び中学生の助成方法を償還払いから現物給付へ移行。周知に努め、認定申請(受給者証発行)未申請者0を目指す。	拡充
112	子育て支援体制の充実	放課後児童クラブ事業	こども政策課	継続実施	クラブ職員の適正な配置を行うため、基準を定める条例の改正を行った。	継続実施	国の示す適正人数を満たすため、児童の登録状況や利用状況について精査を行う。 同時に、クラブ職員の配置状況等も精査し、適正な運用を図る。 ・児童の登録状況や利用状況、支援員の配置等を精査し、基準を定める条例の改正を行う。規模の適正化に向けて、利用における誘導案内や児童の登録状況の精査を行っていく。	継続実施
113	子育て支援体制の充実	児童館運営事業	こども政策課	拡充	子育て支援センターとしての機能を持たせるため、国・県の補助金を活用し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場、または子育てについての相談、情報の提供、その他援助を行う場を提供できるよう、授乳コーナーや遊具の設置など、必要な整備を行った。 また、上長与児童館、長与児童館について、子育て支援センターを「一般型」へ変更し、機能拡充を図った。	拡充	子どもの遊び場・居場所づくりとして、児童の健全育成を図るため、内容を充実させ更なる来館者の増加を図る。 ・施設の修繕・改修を行い、利用しやすい環境整備を行う。	改善
114	子育て支援体制の充実	子育て短期支援事業	こども政策課	継続実施	要保護児童や要支援児童など、保護者の養育能力や養育環境に応じて必要がある家庭に対し、子の養育を安定して行えるまでの間の利用や親子が距離を保つ為の手段の一つとして本事業を提案することも行った。	改善	緊急時は児童相談所の一時保護を活用する。 ・今後、本事業を里親に委託も可能となったため、里親への委託を検討。	継続実施
115	子育て支援体制の充実	結婚相談事業	政策企画課	改善	事業所等への周知、長崎バスラッピングなど様々な方法により周知を行ったが、会員数の増加には至らなかった。登録者数及びお見合い件数の減少、並びに県の結婚支援事業に係る外部環境の変化から、町独自で行っている登録制お見合いの部分令和元年度で廃止し、県のマッチングシステムを推進しながら、町の直営で事業を行っていくための事業構築を行った。	改善	県との連携や交付金を活用し、結婚を希望する方に対して広域的な出会いの機会の提供を行うとともに、きめ細かいサポートを行っていく。 ・町の婚活イベント及びセミナーと県事業のセミナーとをうまく連動させ、参加者同士の出会いや意識の変革に効果的なイベント及びセミナーを実施する。 商工会、農協、町内事業者等の協力を得ながら、事業の周知・集客を行う。 結婚相談員の育成を行い、支援体制の整備を行う。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
116	子育て支援体制の充実	コミュニティWebサイト事業	こども政策課	継続実施	週一回メルマガ配信をし、イベントや、子育てに関する情報を配信し、定期的に情報を更新した。また、母子推進員の家庭訪問時や各種町主催の会議・研修会開催時にWebサイトのQRコード付チラシを配布するなど、より多くの人への周知に努めた。	継続実施	今後も、より子育て世代の住民が見たいと思えるよう、見やすく、わかりやすいように工夫し、いち早く情報を発信するよう心がける。 利用者同士の情報交換が行われ、多くの住民が利用するWebサイトになるよう「一人で悩まない、孤育てとにならないよう、情報収集・情報発信・情報の共有化」を図る。 ・わかりやすい情報発信、さらなる周知とメルマガ利用者の増加を図る。 利用者同士の情報交換を活発にするため、おひさまひろばで開催している住民のサイズアウト洋服の「おゆずり会」と連携し、おゆずりを希望する人とWebサイト上で、情報交換をし、住民との交流を図る。	継続実施
117	子育て支援体制の充実	子育て支援センターおひさまひろば	高田保育所	改善	日曜開館の回数を増やし(平成30年度6回、令和元年度9回実施)父親の育児参加、共働き家庭への支援に繋がった。地域の子育てに尽力されている方々との連携を深め、ボランティアという形でのサポートを受けながら(年3回6人)子ども服のおゆずり会を開催し、住民ニーズに沿った場の提供を行った。地域交流は年1回実施、地域住民と親子で料理やレクレーションを行い親睦を深めた。また、地域資源を知り、育児への不安感を軽減するために、マタニティカードを母子手帳交付時に手渡し、妊娠期からの切れ目ない支援へと繋がった。	改善	妊娠期の女性の子育て支援センター利用の機会提供。共働き家庭の支援の講座を検討し、孤立感を感じることなく子育てを前向きに捉えられる場の提供を行う。 母子保健、ファミリーサポート、地域支援者等、関係各機関と積極的に連携をとるように心がけ、地域全体での子育て家庭の支援につなげる。 ・妊娠期からの出産・育児の不安軽減、出産後の第1歩のきっかけとなる支援「マタニティカフェ」を実施する。地域資源を知り、助産師を囲み母親同士の交流や子育て支援者との顔の見える関係づくりを行っていく。 日曜開館を月1回定期的実施し、利用者への定着を図る。父親の育児参加のきっかけや育休明けで働いている母親への支援へ繋がっていく。	改善
118	高齢者福祉の充実	老人福祉センター「丸田荘」管理事業	福祉課	継続実施	施設の賃貸借料の見直しにより、収入は増加した。循環ろ過装置配管スケール洗浄を行い、配管の目詰まりや故障の防止対策を行った。	継続実施	施設の維持管理費については今後増加していくことが考えられるため、今後は故障の防止と長寿命化を図る。また、中期的には廃止を含めた検討を行う。	継続実施
119	高齢者福祉の充実	高齢者交通費・健康づくり助成事業	福祉課	継続実施	ICカードの導入に向けて各バス会社と協議を行った。	継続実施	バス利用券の配布方法について検討を行う。 住民ニーズに即した事業となるよう適宜見直しを行いながら事業を行う必要がある。 ・バス利用券について、各バス会社と協議を行い、ICカードの導入に向けた検討を行う。	継続実施
120	高齢者福祉の充実	高齢者生活福祉センター	福祉課	継続実施	特になし。	継続実施	養護老人ホーム等入所判定会議において、必要な方への入所判断が適切に行われており、引き続き適正な運営に努める。	継続実施
121	高齢者福祉の充実	長寿者敬老祝金事業	福祉課	継続実施	特になし。	継続実施	平成30年度からの高齢者事業見直し時には、将来的に事業見直しを行う計画となっており、検証を行った上で今後の方向性について検討を行う必要がある。 ・平成30年度からの事業見直しの検証を行い、今後の事業の方向性の検討を行う。	継続実施
122	高齢者福祉の充実	緊急通報装置設置事業	福祉課	継続実施	広報へ掲載し、周知を図った。また、民生委員、ケアマネジャー(介護保険課)と連携し、緊急通報装置を必要とする方へ事業の紹介を行った。	継続実施	必要な方へ利用していただけるよう、介護事業者への説明や広報などを通じて町民に広く周知をしていく必要がある。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
123	高齢者福祉の充実	介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険課	拡充	介護予防サポーターポイント事業において、前年度に引き続き、支援の受け手の自宅など施設外にも活動の場を広げた。また、生涯学習課との連携により、公民館講座(高齢者学級)の中で、支えあい活動についての講演を実施した。その他、生活支援体制整備事業においては、第2層協議体立ち上げ準備まで進めることができた。	拡充	事業所や住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供できるような仕組みづくりを行う。 ・令和元年度に引き続き、介護予防支援サポーターポイント事業の参加者増に取り組む。 生活支援体制整備事業においては、第2層立ち上げを行う。それにより挙がってくる、いきいきサロン等の活動の問題点について、第1層である『支えあい「ながよ」推進協議体』で協議し、問題解決に向けた取組みを検討する。	拡充
124	高齢者福祉の充実	家族介護者支援事業	介護保険課	継続実施	健康まつりにおいて、「在宅医療・介護」コーナーを設置し、もしバナゲーム(終末期に向けて自分の生き方を考えるためのカードゲーム)、認知症〇×クイズ、ポスター等の展示により、在宅医療・介護に関する普及啓発活動を行った。(418名来場)	継続実施	増えていく高齢者(要介護者)に対しての、家族支援は重要であり、新たな参加者につながる周知活動や参加者が参加しやすい工夫を行っていく。 ・包括支援センター、ケアマネジャーを通しての周知活動を実施する。	継続実施
125	高齢者福祉の充実	高齢者在宅介護者見舞金	介護保険課	継続実施	特になし。	継続実施	在宅介護家族の実態を把握したうえで、改めて事業の対象者を見直し、制度の周知を図る。 ・在宅介護家族(数)の実態把握と対象者の見直し。	改善
126	高齢者福祉の充実	高齢者家族介護用品支給	介護保険課	継続実施	特になし。	継続実施	令和2年度までは、第7期介護保険事業計画の、家族介護支援事業(補助事業)として実施している。令和3年度からの第8期介護保険事業計画において、一般財源で継続するのか廃止するのか等の検討を行う。	継続実施
127	高齢者福祉の充実	高齢者のみ世帯への生活支援事業	介護保険課	継続実施	特になし。	継続実施	ケアマネジャー等関係機関へ事業を周知し、利用時の連携体制等構築しながら継続して実施していく。 また、今後は配食するだけでなく、栄養指導等を取り入れることや、事業所の拡大を検討する。	継続実施
128	高齢者福祉の充実	長与町地域包括支援センター運営	介護保険課	改善	包括支援センター内職員の連携強化と業務の効率化を目的に、毎日の業務開始時に朝礼を開始した。 業務の多様化や職員の増加に伴い、ハード面(システム回線とPCの追加)の整備を行った。	継続実施	業務に関係する他課や関係機関との連携強化により、業務の効率化と住民サービスの向上につなげる。 ・業務内容に応じて、庁舎内関係各課、外部関係機関との情報共有等が必要であるが、特に、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の開始に伴い、健康づくり(健康保険課)との連携協力体制を強化する。	継続実施
129	高齢者福祉の充実	地域福祉等推進特別支援事業	福祉課	継続実施	災害時避難行動要支援者支援制度説明会・個別計画作成時に加え、高齢者学級・生活支援体制整備事業においても、この事業の周知を行った。	継続実施	ボランティアセンターは、生活困窮者就労準備支援等事業を通じ、ボランティア活動・自治会の見守り活動の中心としてその役割を担っている。今後も、各種事業等の機会を利用し、この事業の取組みを周知していく。	継続実施
130	高齢者福祉の充実	社会福祉協議会運営助成事業	福祉課	継続実施	特になし。	継続実施	本町の自助・共助の活動を支援していくためにも、予算の範囲内で必要に応じて補助を継続していく。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
131	障がい者福祉の充実	障害者相談支援事業	福祉課	改善	地域自立支援協議会のおとな部会では、障害福祉サービス事業所情報交換会や、障害者虐待防止・権利擁護研修会等を開催、こども部会においても、障害児福祉サービスに関するパンフレットの作成や児童虐待防止研修会等開催した。	継続実施	委託相談支援事業所と連携し、相談者やサービス利用者のニーズを的確に把握するよう努めていく。一方で、障害者(児)の保護者又は介護者からの相談内容も多様化し、解決困難な事例も増えてきていることや、今後地域生活支援拠点等の整備においても重要な役割を担うこととなり、高度な知識と専門性を有する相談支援専門員の確保を図る。西海市、時津町、長与町1市2町での委託契約となっている事業所については、ここ数年利用者の減少が著しいことから、このまま継続していくのか検討が必要。 ・西海市、時津町、長与町1市2町での委託契約となっている事業所については、ここ数年利用者の減少が著しいことから、このまま継続していくのか、他に方策がないのか引き続き検討する。	継続実施
132	障がい者福祉の充実	地域活動支援センター事業	福祉課	継続実施	特になし。	継続実施	地域に根ざした障害者の社会参加の拠点という観点からも、町の関与が必要であり、今後も継続的な支援を行っていく。	継続実施
133	障がい者福祉の充実	障害者福祉タクシー助成金	福祉課	改善	障害福祉関係団体に対し、交通費助成に関するアンケートを実施し、ガソリン代金の助成について等部内で協議し、要綱の整備等令和2年度に向けて準備した。	継続実施	令和元年度障害福祉関係団体に対して実施した交通費助成に関するアンケートの結果、要望の多かったガソリン代金の助成や、視覚障害者の所得要件の廃止等、より利用しやすい制度とすることで、一層の社会参加への促進を図る。 ・障害福祉関係団体に対して実施した交通費助成に関するアンケートの結果、要望の多かったガソリン代金の助成を追加し、福祉タクシー利用券もしくはガソリン利用券のどちらかの選択制とする。また、視覚障害者のみ課せられていた所得要件を、近隣市町の実施状況を鑑み検討した結果、廃止することとする。	改善
134	障がい者福祉の充実	障害者交通費助成金	福祉課	継続実施	交通費助成に関するアンケートを実施し、福祉タクシー助成と併せて見直しの必要性を検討した。アンケートにおいて本事業継続を希望する意見が多かったことから継続を決定。ただし、今後も随時見直しを検討していく。	継続実施	町内の通所施設が増加傾向にあることから、これまでと同じ形で継続するのか、他の助成とも併せたところで必要があれば、見直しも検討する。	継続実施
135	障がい者福祉の充実	障害者移動支援事業	福祉課	継続実施	特になし。	継続実施	障害者の外出の機会を確保するため、他の福祉サービスとの組み合わせや充実を図る中で、適正な事業の実施に努める。	継続実施
136	障がい者福祉の充実	日常生活用具給付事業	福祉課	継続実施	種目の名称や種目別対象者の定め方等、変更が必要な箇所を検討し、令和2年度の実施規程改正に向け準備を行った。	継続実施	実施主体が市町村のため、自治体間によって給付内容等に格差が生じる場合があり、検討課題となっている。種目別対象者や基準価格の定め方について、現状のままで問題がないか、実施規程の内容について引き続き確認していく。 ・種目の名称や種目別対象者の定め方等、変更に応じた実施規程の改定を行う。	継続実施
137	障がい者福祉の充実	障害者日中一時支援事業	福祉課	継続実施	特になし。	継続実施	障害者(児)のいる家庭を支援するために必要な事業である。今後、近隣市町の状況等も勘案しながら、事業者が参入しやすい環境を整えていく必要がある。 ・障害者(児)のいる家庭を支援するために必要な事業である。事業者が参入しやすい環境を整えるため、近隣市町の報酬改定の動き等の状況も勘案し、見直しも含めたところで検討する。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
138	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	介護給付費等費用適正化事業	介護保険課	継続実施	特になし。	継続実施	介護給付適正化に関する取組みは、非常に困難かつ専門的な知識が必要であることから、長崎県国民健康保険団体連合会作成の介護給付費適正化システム等を活用することにより、不適切と思われるプランを把握することで、効率的に介護給付の適正化を行っていく。	継続実施
139	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導事業	健康保険課	拡充	令和元年10月1日から、長崎市医師会と契約し、長崎市内の一部の医療機関においても特定健診が受診出来るようにしており、長崎市で55件の受診があった。	拡充	効果的な広報活動や受診勧奨方法等の研究を行い、健診受診率等の向上を目指す。 感染症防止対策のため、安全な受診環境の確保に努める。 ・特定健診が長崎市の医療機関でも受診できるようになったことについて、パンフレットへの記載等により被保険者へ周知を行う。 特定保健指導の実施にあたる職員について体制を強化する。 新型コロナウイルスに係る感染防止対策を徹底するため、国の示す対処方針等をもとに、「密集・密接」を避ける、マスク着用、換気を行うなど適切な受診環境確保に努める。また、保健指導においては、通信端末を利用し密接を避けながら遠隔での指導も行うことで実施方法の幅を広げる。	拡充
140	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	国民健康保険 医療費適正化事業	健康保険課	継続実施	後発医薬品使用率向上のため、薬局を訪問し普及促進に向けた協力依頼を行った(長与町:訪問16件、資料送付1件、時津町:訪問3件)。後発医薬品利用率は前年度と比べ3.1ポイント増加しており、取組みの成果が出ている。	改善	今後も引き続き各事業に取り組むことにより医療費上昇の抑制に努め、将来の被保険者の負担軽減を図る。 ・新型コロナウイルス感染症予防の観点から、訪問指導については被保険者との接触による影響を踏まえ、方法を十分に検討したうえで実施する。	継続実施
141	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	後期高齢者医療事業	健康保険課	継続実施	受診券の送付対象を、これまでの前年度受診者に加え、前々年度受診者も対象とし、送付件数を増やした。	改善	高齢者の健康増進を図り健やかに過ごすことが出来るように、高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行っていく。 ・後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む。健診・レセプト等のデータを活用することによる、高齢者の健康課題の把握、分析及び個別支援等を行い、後期高齢者が加齢に伴い虚弱な状態となるフレイルの進行等を対策するなど、高齢者特有の健康課題の解決を図る。	拡充
142	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	原爆被爆者健康生活相談事業	福祉課	継続実施	特になし。	継続実施	引き続き、原子爆弾被爆者への健康相談等の対応に努める。 ・令和元年度まで実施していた「お元気コール」の方法を改め、原爆被爆者健康相談専用ダイヤルを開設し、健康相談等の対応に努める。	継続実施
143	自然環境にやさしい社会の構築	大村湾水質監視事業	住民環境課	継続実施	特になし。	継続実施	国、県、大村湾と隣接する自治体や漁業協同組合などと連携し、水質浄化に努める。 ・係船、港湾関係者に対し清掃参加の呼びかけを推進する。	継続実施
144	自然環境にやさしい社会の構築	浄化槽設置整備事業	住民環境課	継続実施	特になし。	継続実施	浄化槽設置整備事業の推進に努める。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課	前年度評価の方向性	令和元年度事業改善状況	令和元年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和2年度で対応するもの	今後の方向性
145	自然環境にやさしい社会の構築	地球温暖化対策事業	住民環境課	継続実施	町内の小中学校の児童、生徒及び職員に対し分別説明会を行い、ごみの分別及び地球温暖化に係る啓発活動を実施した。	継続実施	県地球温暖化防止推進員等の関係機関と連携を取りながら事業を進めていく。 エコライフポイント等、省エネ活動についても推進していく。 第3次長与町地球温暖化実行計画に基づき温室効果ガスの削減に取り組む。 県地球温暖化防止推進員、環境サポーター等を活用し地球温暖化対策出前講座、分別説明会を自治会・学校・児童館等へ周知し継続的に実施していく。 ・職員に対するエコドライブの啓発及び紙ごみリサイクルを推進する。 イベントにおいて地球温暖化対策について周知する。	継続実施
146	環境美化の促進	きれいなまちづくり推進事業	住民環境課	継続実施	特になし。	継続実施	町民一斉清掃参加人数約10,000人を目標に啓発を行う。 ・令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により町民一斉清掃が実施できなかったため、地域の清掃活動の支援を行う。	継続実施
147	ごみ・し尿の適正な処理	廃棄物収集・処理事業	住民環境課	継続実施	長与町災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法などの基本的事項を定めた。	改善	可燃ごみの排出抑制に取り組む。 当面の間、拠点回収を主とした分別収集を継続する。粗大ごみ収集については、現状の収集と個別有料収集を平行して継続し、拠点収集から個別収集への移行に向け、検討する。 より効果的な、ごみステーション及び拠点で回収するごみ及び資源の分類について検討する。 ・可燃ごみとして排出されている雑紙のリサイクル・啓発を継続し、可燃ごみの減量化を図る。また違反ごみは違反シールを貼ってからステーションに取り残すなどし、適正な分別の啓発を強化していく。 年末年始の役場集積場での混雑の解消に向け、検討する。	継続実施
148	ごみ・し尿の適正な処理	廃棄物減量推進事業	住民環境課	改善	雑紙の一覧表を作成し、自治会加入世帯に配付した。 一般廃棄物処理業許可業者が運搬するごみの展開検査を実施する等の対策及び啓発活動の結果、事業系一般廃棄物(可燃)搬入量が前年度より392トン減少した。	改善	事業系一般廃棄物の減量化対策のために、長与・時津環境施設組合・時津町と協力し、事業を成熟させる。 紙ごみの分別排出について取り組む。 ・事業系一般廃棄物及び生活系一般廃棄物の分別及び減量化について、長与・時津環境施設組合・時津町と共同で対策及び啓発を行う。 広報、イベント等を通じ生ごみ処理機器購入補助の周知、啓発をおこなう。 長崎県立大学シーボルト校との連携事業として、ごみの分別に関する映像を収録したDVDを制作する。	改善
149	ごみ・し尿の適正な処理	し尿処理事業	住民環境課	継続実施	特になし。	継続実施	汚水処理の観点から、し尿世帯に対し浄化槽設置推進のための啓発を行う。 し尿の処理を継続するため、し尿投入施設の適正な維持管理に努める。 ・公共下水道処理区域以外の世帯に対し高度型合併処理浄化槽の設置についてのチラシ等を配布し、浄化槽設置を促す。	継続実施